ヨリ引続キ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ認メ得ベキ書類	（略）	一月	（略）
	（略）	三月	（略）

第七十四条ノ十二第一項	（略）	第七十四条ノ十二第二項第一号	（略）
	（略）	第八十一条ノ六第二項	（略）

前項ノ届書ニハ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類等ヲ添附スベシ但シ現ニ支給ヲ受クル遺族年金ヲ選択セントスルトキ及届出ノ日六月以内ニ同様ノ書類等ノ提出アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ 一　社会保険庁長官ノ指定シタル届出者ニ在リテハ其ノ者ガ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時ヨリ引続キ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ認メ得ベキ書類 二　前号ノ障害ガ別表第一ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ依ルモノナルトキハ其ノ障害ノ状態ノ程度ヲ示スレントゲンフイルム 三　法第五十条ノ三第一項ノ規定ニ該当スル子アル場合ニ於テハ其ノ者ト届出者トノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ル市町村長ノ証明書又ハ戸籍ノ抄本	（略）	前項ノ届書ニハ次ニ掲グル書類等ヲ添附スベシ但シ現ニ支給ヲ受クル遺族年金ヲ選択セントスルトキ及届出ノ日六月以内ニ同様ノ書類等ノ提出アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ 一　届出ノ日前三月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類等 イ　社会保険庁長官ノ指定シタル届出者ニ在リテハ其ノ者ガ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時ヨリ引続キ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ認メ得ベキ書類 ロ　イノ障害ガ別表第一ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ依ルモノナルトキハ其ノ障害ノ状態ノ程度ヲ示スレントゲンフイルム ハ　法第五十条ノ三第一項ノ規定ニ該当スル子（十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタル子ニ限ル）ガ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ル者ニシテ社会保険庁長官ノ指定シタルモノナル	（略）

第七十四条ノ十二第一項	（略）	第八十一条ノ六第二項第四号、第八十二条第二項第四号	（略）
	（新設）		

（略）	（略）	子ガ十八歳以上ニシテ	（略）
	（新設）		

（略）	（略）	子（十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタル子ニ限ル）ガ	（略）
	（新設）		